

## 平成26年白浜町議会第3回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成26年9月12日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場  
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成26年9月12日 10時01分

1. 閉 議 平成26年9月12日 15時24分

1. 延 会 平成26年9月12日 15時24分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務局 主 査 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林 一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷 博 美
富田事務所長				
兼農林水産課長	瀬 見 幸 男		日置川事務所長	青 山 茂 樹
総 務 課 長	田 井 郁 也		税 務 課 長	高 田 義 広

民生課長	中村 貴子	住民保健課長	三 栖 健 次
生活環境課長	坂本 規生	観光課長	古 守 繁 行
建設課長	笠中 康弘	上下水道課長	堀 本 栄 一
国体推進課長	廣畑 康雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺脇 孝男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課副課長	榎本 崇広	監 査 委 員	津 多 勝

## 1. 議事日程

- 日程第1 議案第75号 平成25年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 議案第76号 平成25年度白浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第77号 平成25年度白浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第78号 平成25年度白浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第79号 平成25年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第80号 平成25年度白浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第81号 平成25年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第82号 平成25年度白浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第83号 平成25年度白浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第84号 平成25年度白浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第85号 平成25年度白浜町水道事業特別会計決算認定について
- 日程第12 報告第13号 平成25年度健全化判断比率の報告について
- 日程第13 報告第14号 平成25年度資金不足比率の報告について
- 追加日程第36 白浜町議会特別委員会の設置について
- 日程第14 報告第9号 専決処分の報告について
- 日程第15 議案第57号 物品購入契約の締結について
- 日程第16 議案第58号 物品購入契約の締結について
- 日程第17 議案第59号 物品購入契約の締結について
- 日程第18 議案第60号 物品購入契約の締結について
- 日程第19 議案第61号 物品購入契約の締結について
- 日程第20 議案第62号 物品購入契約の締結について

- 日程第 2 1 議案第 6 3 号 物品購入契約の締結について
- 日程第 2 2 議案第 6 4 号 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 6 5 号 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 6 6 号 白浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 6 7 号 平成 2 6 年度白浜町一般会計補正予算（第 4 号）議定について
- 日程第 2 6 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 2 7 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 2 8 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 追加日程第 3 7 報告第 1 5 号 専決処分の報告について
- 追加日程第 3 8 議案第 8 6 号 物品購入契約の締結について
- 日程第 2 9 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 3 0 議案第 7 2 号 平成 2 6 年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 3 1 議案第 7 3 号 平成 2 5 年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 3 2 議案第 7 4 号 田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について
- 日程第 3 3 報告第 1 0 号 第 4 8 期白浜観光自動車道株式会社経営状況の提出について
- 日程第 3 4 報告第 1 1 号 第 1 7 期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況の提出について
- 日程第 3 5 報告第 1 2 号 平成 2 5 年度公益財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出について

## 1. 会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 8 ・追加日程第 3 6 から追加日程第 3 8

## 1. 会議の経過

### ○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成26年第3回定例会第4日を開催いたします。

開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日は、津多監査委員さんの出席を求めています。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。新たに提出されました議案第75号から報告第14号までを日程第1から日程第13とし、これら13件につきましては一括して提案理由の説明を受け、その後監査委員の報告を受けたいと思います。

なお、議案第75号から議案第85号につきましては、特別委員会を設置して付託の上、審査することとなりますので、ご了承をお願いいたします。

休憩中に、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で、諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

本日は暑いかと思いますので、上着を脱いでいただいても結構かと思います。

これより、本日の会議を開きます。

- 
- |          |        |                                     |
|----------|--------|-------------------------------------|
| (1) 日程第1 | 議案第75号 | 平成25年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 日程第2     | 議案第76号 | 平成25年度白浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第3     | 議案第77号 | 平成25年度白浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 日程第4     | 議案第78号 | 平成25年度白浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第5     | 議案第79号 | 平成25年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第6     | 議案第80号 | 平成25年度白浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第7     | 議案第81号 | 平成25年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8     | 議案第82号 | 平成25年度白浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第9     | 議案第83号 | 平成25年度白浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第10    | 議案第84号 | 平成25年度白浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 日程第11    | 議案第85号 | 平成25年度白浜町水道事業特別会計決算認定について           |
| 日程第12    | 報告第13号 | 平成25年度健全化判断比率の報告について                |

### 日程第13 報告第14号 平成25年度資金不足比率の報告について

#### ○議 長

日程第1 議案第75号から日程第13 報告第14号までの13件を一括議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

#### ○番 外（町 長）

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第75号から議案第85号 平成25年度の白浜町一般会計及び各特別会計決算認定  
につきましては、7月28日から8月5日まで、監査委員の審査を受けましたので、その意  
見をつけて議会の承認に付するものでございます。

次に、報告第13号 平成25年度健全化判断比率の報告及び、報告第14号、平成25  
年度資金不足比率の報告につきましては、8月1日に、監査委員の審査を受けましたので、  
その意見をつけて報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願  
い申し上げます。

#### ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

報告第13号から報告第14号について、補足説明を求めます。

番外 総務課長 田井君

#### ○番 外（総務課長）

報告第13号 平成25年度健全化判断比率の報告について、議案書（P.62～64）に  
基づき、説明した。

報告第14号 平成25年度資金不足比率の報告について、議案書（P.65～67）に基  
づく、説明した。

#### ○議 長

続いて、本件について監査委員の報告を求めます。

津多監査委員さんに議場へ入ってもらってください。

（津多監査委員 入場）

#### ○議 長

番外 津多監査委員（登壇）

#### ○番 外（監査委員）

おはようございます。

ただいま議長からご指名をいただきました津多です。よろしくお願いいたします。

早速ですが、平成25年度における各会計の決算及び平成25年度決算にかかる財政健全  
化審査並びに経営健全化審査について報告します。

決算審査意見書を朗読した。

財政健全化審査意見書を朗読した。

経営健全化審査意見書を朗読した。

以上で監査報告並びに意見を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議 長

本件について監査委員の報告が終わりました。  
津多監査委員さん、ご苦勞さまでございました。  
休憩します。

(休憩 10 時 39 分 再開 10 時 43 分)

○議 長

再開します。  
お諮りします。

議案第75号から議案第85号までの11件については、白浜町議会特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。  
お諮りします。

白浜町議会特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第36として順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第36として直ちに議題とすることに決定しました。

---

## (2) 追加日程第36 白浜町議会特別委員会の設置について

○議 長

お諮りします。

議案第75号から議案第85号までの11件については、6人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上審査することに決定いたしました。

決算審査特別委員についてお諮りします。

委員は6名と決定しておりますが、委員の選任については、白浜町議会委員会条例第8条第2項の規定により、議長から指名いたします。

決算審査特別委員会委員には、3番 辻君、7番 水上君、8番 楠本君、10番 廣畑君、11番 古久保君、13番 玉置君の6名を指名します。

ご苦労様ですが、よろしく願いいたします。

引き続き、議案審議を行います。

報告第13号 平成25年度健全化判断比率の報告についての質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。

報告第13号は以上で終わります。

報告第14号 平成25年度資金不足比率の報告についての質疑を行います。

1番 溝口君

○1 番

決算報告がございましたけども、1点。67ページの水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業と載っております。この中で、水道事業等につきましては、昨年25年度も一千何百万円の経常純利益が出ております。今までの分も数億あると把握しているわけですが、今後、水道事業については旧白浜町、旧日置川町含めて施設の老朽化等これから第何次計画になるかわかりませんが、かなりの資金を投入する事が予測されております。その中で、上下水道課としましたら、そこら辺の経営についての計画を今少しでも披露できることがあれば、教えていただきたい。

聞くとところによりますと、最低でも五、六十億。もう少し全面的にやれば300億の資金が要ると聞いております。とても、単独、少しの国の補助金等ではなかなか対応しきれない大事業になるかと思えます。国土強靱化の中でもいろんな費用もうまく事業と絡めて補助金ではありませんが、配分が受けられるにはかなりの綿密な計画を立てて、県を通じて国の所管に対して申請を上げていかなければなかなかうまくいかない。ですから、自前ではなかなかいかない数字でありますから、上下水道課としてどのようにお考えなっているのか披露して頂ければと思います。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外 (上下水道課長)

今おっしゃられましたように、水道ができて80年という状況です。合併してからも年月が経っております。水道の施設がやはり老朽化してきております。特に配水池関係、それから計装関係もいろんなところで改修工事が必要になってくると思います。また、今言われております地震に対応するため、基幹管路の耐震化も早急に望まれるところでございます。そのような部分を一度にとというのはなかなか難しいかと思えます。そのような状況の中で今後、今の経営状態、足元をきちんと見ながら、いかに必要な箇所から順次進めていくかというのが今後の上下水道課としての課題となってくるので、そういう部分についてはしっかり課内会議、それからいろんなところにお諮りしながら、進めていかなければならないと考えて

おります。今のこういう部分をきちんとやっつけていこうとすると、やはり単独では難しいという部分があるかと思えます。その中で、本来であったら国費をいただいている状況になるかと思うんですけども、水道の場合は、国費をもらう基準がございまして、そこになかなかクリアできないと。自分ところに手持ちの財産、資金力がある場合は国費を受けられない状況もありますので、そういう状況の中で、きちんと今後どういう順番で必要な箇所を補っていくかというのを今後検討させていただきたいと考えております。

○議 長

1 番 溝口君

○1 番

今、上下水道課長から答弁いただいたように、白浜町の水道会計は黒字であると。黒字である場合はなかなか国費等をもらえない状況であると。しかし、先だって私は県の本庁に数回伺って、今の国の打ち出している制度に単独で補助をいただくわけにはいきませんが、何かの事業と関連して、そういう綿密な計画を立てていけば、これはまた違った方向性でもらえる可能性がある。これは県の本庁の上層部の方からお聞きしたことでございます。こうしたことが本当に可能かどうかというのを精査するには、やはり専門的な知識を持ったしっかりしたコンサル等に、資金の投入はもったいないと思わずに、これがうまくいけば、50億、60億、ひょっとしたら100億単位の国からの補助金が見込まれるかもわからないという可能性がありますので、その点、日々研究して、しかるべきときにはコンサルに発注してどうであるかという意見も求めればなと思います。

それと、もう1点。今後そういった事業を行うについて避けては通れないのが、水道料金のアップであります。これは避けては通れない道であろうと判断しておりますから、降って沸いたように水道料金の値上げとなりましたら、多くの町民の皆さん方からさまざまなご批判が大きくなってくると思いますので、ここは順を追って将来的にはこうである、水道料金は上げざるを得ないという計画を立てて、住民に対して啓発というか、それについては慎重にいち早く取り組んで、水道料金が上昇したときに町民からの批判の声が少しでも少なくなるような体制づくりをしていただきたいと思いますけれども、この点について課長の考え方はどうですか。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

ご存じのように、水道は全国でも5番目というような安定した経営をしているんですけども、郡内でもほかに比べて、特に田辺市や上富田に比べても半分という状況です。ただ、今言われましたように、老朽化、耐震化を進めていく上ではどうしても避けられない状況でありまして、課内でも水道料金の件につきましては、いろんな資料を作成しながら検討しているところでございます。水道料金に関しましては委員会なりにご報告をさせていただいて、ご相談をさせていただきながら進めていきたいと考えております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長



質疑を終結致します。  
報告第14号は以上で終わります。

---

(3) 日程第14 報告第9号 専決処分の報告について

○議 長

日程第14 報告第9号 専決処分の報告についてを議題とします。  
本案に対する質疑を行います。  
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。  
報告第9号は以上で終わります。

---

(4) 日程第15 議案第57号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第15 議案第57号 物品購入契約の締結についてを議題とします。  
本案に対する質疑を行います。  
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。  
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。  
議案第57号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。  
従って、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

(5) 日程第16 議案第58号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第16 議案第58号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

2番 三倉君

○2 番

購入すること云々はどうかないですけども、今まで使っていた分についてはどういう形で処理されるんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

廃棄処分を考えているんですけども、リサイクルできる部分につきましては、データはすべて消去が大前提ですけども、そういう形も考えてございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

処分するにあたっては費用要るのですか。それとも下請けみたいな格好でいくわけですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

すみません、すぐ確認いたします。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

契約については三倉議員も言われていましたけれども、第1回目は3社と、そして不調に終わって1社が残ったという指名競争入札だったんですけども、最後は随意契約になったという説明だったと思います。その中で、57号も58号も同じですけども、随意契約の中に、別紙で番号1から16まであります。先生用のノートパソコンからその他、導入及び保守費用等。この金額の中にメンテナンス料がどのくらい占めているのか。一括でされているのか。この導入及び保守費用等と書かれていますけども、メンテについてどのような見解を持たれているのか。この点についてお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

保守につきましては5年間という形の契約になってございます。費用的な部分についてもすべて金額的な部分に個々に出していただいているんですけども、いくらという持ち合わせ資料がございませんので、ご回答できないんですけども、費用的な部分がどれくらいか調べます。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

のちほど契約金額のうちの保守メンテ料についてお知らせ願いたいと思います。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第58号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

#### (6) 日程第17 議案第59号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第17 議案第59号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第59号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

#### (7) 日程第18 議案第60号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第18 議案第60号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第60号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

#### (8) 日程第19 議案第61号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第19 議案第61号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第61号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

#### (9) 日程第20 議案第62号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第20 議案第62号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

7番 水上君

○7 番

高規格の資機材、最新鋭の資機材だと思うんですが、ほかの救急車の装備は白浜署の場合どうなんでしょうか。

○議 長

番外 消防長 古川君

○番 外（消防長）

今のところ白浜署に2台の高規格車、そして日置川消防署に予備救急車を含めて2台の高規格救急車。それと、すさみ消防署に1台の高規格救急車があります。資機材については、ほぼ同じ内容になっています。

今回、資機材のところで、すさみ署の資機材に自動心臓マッサージ機というのが新たに配備するように計画しております。この自動心臓マッサージ機にあつては、議案第63号の物品購入契約の締結についてのところですけども、配備した理由は、すさみ消防署、すさみ町の地域性によって配備したものです。心肺停止患者の場合は救急搬送はほとんどすさみ病院で収容してくれます。でも、各地区からすさみ病院まで要する平均時間は串本町寄りの里野地区があるんですが、そこで22分、江住地区で18分、佐本地区では26分32秒の時間がかかっています。これはあくまでも平均ですけども、奥まった位置、あるいは救急車が停車した位置から奥にある家屋等の場合は、やはりそれ以上かかると。やはり適切に心臓マッサージを有効に絶え間なく規則正しくやるとなると、やはり狭い救急車内、あるいは担架で搬送する場合には自動心臓マッサージ機は大変有効であると言われておりますので、資機材を比較するとそこが突出して金額が高いです。260万円ほどかかっています。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第62号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

#### （10）日程第21 議案第63号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第21 議案第63号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第63号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第63号は原案のとおり可決されました。

先ほどの議案第58号について答弁を求めます。

番外 教育次長 寺脇君

○番 外(教育次長)

まず初めに、三倉議員からの撤去費用についてでございますけども、契約でデータの消去を行い、適切に処理を行うこと。なお、処分にかかる撤去作業、運搬作業、データ移行及び消去費用等を含むという形で契約しておりますけども、撤去だけの費用というのは算出できない状況でございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

そしたら、古くなったコンピュータや今まで使っていたソフトについての処理的なものについては、今のこの中に含まれていると。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外(教育次長)

そうでございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

要は、我々民間の者としたら、古くなくてもその物というのは車だったら下請け出せます。下請け出してそれにするという格好になる。ただ、取り付けの費用は別であっても下請けに出したら物そのものがあるんやから、5年経った場合に、減価償却でゼロになるかわからないんですけども、その辺についてはある程度下請けに出せるのではないかなと思うんです。今の話からしたら、売ってしまって、その分は全然別と。買う中へそれが入っていると。処理してもらうまで金が入っているという意味合いに取れるわけです。だからその辺についてどうかなと思うんです。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

今回のパソコンにつきましては、平成18年、それから19年度に整備したパソコンでございまして、5年以上経過しておりますし、部品等々もございませんし、そういった中ですべて撤去といいますかデータもすべて消して処分させていただくということでございます。

○議 長

休憩します。

（休憩 11 時 12 分 再開 11 時 18 分）

○議 長

再開します。

---

（11）日程第22 議案第64号 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議 長

日程第22 議案第64号 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

10番 廣畑君

○10 番

今回大がかりな改正の中で、保育所の申し込み、あるいは措置が大きく変わろうとしているわけですが、今までの措置というやり方から介護保険のような認定をしていくということですが、そうしたことについてどのようになされるのか、その点お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

措置というか入所申し込みという流れについては特に変更はございません。認定というのも、普通に入所許可と同時にいく格好になってまいります。基本的にはなるべく皆さんのニーズに答えられるように、お断りすることがないように調整をかけていくことになると思います。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

なるべく利用者の方、保護者のニーズにこたえていかれるということでありまして。ただし、こうした制度が改正、大きく改定されていく中で、利用の保護者に対する啓発といいますか説明といいますか。古い話ですが、介護保険が始まる時には、かなり念入りに事前に啓発、説明があったように思います。そうした点について、保護者への説明会などについてどのようにされてきておるのか、そのことについてお聞きします。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

現在入所されている方とかでしたら園を通じてという格好になってくるかと思います。また、国のインターネットからもありますし、広報紙にもまた載せなければならないと思っております。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

議案については勉強不足の部分もあるんですけども、先の一般質問でもお二人の議員が質問しましたけども、要は子育て支援をするということで、基本的には賛成なんですけども、ただ、1点、母子家庭でも父子家庭でも手当をもらっている方々、さらには、生活困窮者、手当をもらっている方々に対するものとの関連性。母子・父子家庭においては、これだけあるから、それは別のものであるという解釈でいいのか。生活給付をもらっている方々は関係ないんやと。子育て支援していくためには新たな支援策としてこの部分については、収入と関係なしに制度があるのかどうかということについてはいかがでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

施設の利用料につきましては、やはり応能負担ということで課税状況や所得の金額によって現在の保育料の決め方みたいになってまいります。

○議 長

7番 水上君

○7 番

家庭的保育者というのは今回どういう資格があってどういう方を指すのかちょっとわからないんですけども、それをちょっと説明してください。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

次の議案のところが特に家庭的保育事業になってくるんですけども、参考資料32ページにあとの家庭的保育事業の条例制定の要旨のところにかかせていただいています。

○議 長

議案第65号で質問してください。

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

この条例案について反対討論を行います。

今回の子育て支援新制度、市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改めて利用者と事業者の直接契約を起点とする現金給付の支給への仕組みの変更であります。市町



村の責任が後退し、保育の市場化が進められる。今までの制度を根底から改変する改革であるのに当事者である例えば保護者や保育関係者に知らされていないなどがあります。この条例案、国からそのままの条例案であります。

よって、私はこの条例案に反対を表明します。

○議 長

賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

反対討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第64号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数です。

従って、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

(12) 日程第23 議案第65号 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議 長

日程第23 議案第65号 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定ついてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

7番 水上君

○7 番

家庭的保育者について説明していただきたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外(民生課長)

家庭的保育者ということですが、条例本文、下のページ番号7ページになります。そちらの第23条の2項に該当する者ということで、家庭的保育者は、町長が行う研修、町長が指定する県知事等が行う研修を含むものですが、それを終了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認めるものであって、次の各号のいずれにも該当するものということになってまいります。

○議 長

7番 水上君

○7 番

それでは、白浜町では、今後町長が研修を行うとなっていくのかどうか。

そして、これ前回、全員協議会で説明のときには今の時点で設定の見込みがないという話だったように思うんですけども、今後町長が家庭的保育者を認定していくお考えがあるのかどうかお伺いします。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

この家庭的保育者の場合は、保育士以外という部分には看護師や幼稚園免許しか持っていない方という方なども含まれます。全然保育の経験がない方でしたら研修の量も違ってまいります。今のところ、県にも確認しましたら、研修自体各町村が単独でというのは無理だろうということで、県もそういうのをやっていくように、お力添えいただけるとなっております。あと、町としましても、どこか入っていただけるところがあるのであればありがたいなと思うくらいで、なるべくなら、そういう事業者さんが出てきていただければと思っております。

○議 長

7番 水上君

○7 番

いろんなニーズにこたえられるようなこういう支援ができるというのは大賛成なんですけども、やはり周知していかなければならないと思うんです。だから、そこをどうしていくのかということと、それから、研修事業をどういうふうにして募っていくのか。県の研修事業と一緒に乗せてもらってということになるのかなと思うのですが、そういう考え方、方向性。そして、研修、先ほど時間の単位が違ってくると言っていたんですが、どのようなものになっているのでしょうか。私もこういうことで、資格を取りたいという方もいらっしゃるかもしれないので、参考に聞かせてください。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

実際講義の中身、どの程度専門的なところというのはわかりかねるんですけども、まず、基礎研修としましては、すべての家庭的保育者、保育資格ある方も含めてですけども、講義が21時間、実習2日間以上。また、看護師、幼稚園教諭、そういう家庭的保育の経験が1年以上ある方でしたら、プラス認定研修ということで、講義40時間、保育実習48時間の計88時間。家庭的保育経験のない方、もしくはそういう経験1年未満の方でしたら、それにまだ保育実習20日間。そういうカリキュラムが組まれています。県に聞きましても、フォローアップ研修なり、そういうものもあるということです。

○議 長

7番 水上君

○7 番

設置をしていくときに、やはり利用者と認定された方々との契約になるのかなと思うんですけども、その場合の助成というのはどうなんですか。利用する場合、基準はありますか。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番外 (民生課長)

この制度に入っていただくことで、普通の保育料と同じ格好の個人さんの負担になってきます。この制度に入ることによって公定価格、運営費みたいな部分を公費でお支払していくという格好になってまいります。

○議長

12番 南君

○12番

参考資料32ページ、居宅訪問型保育事業について噛み砕いて、わかりやすくどういうものか。該当する児童がおれば、訪問して何時間でもみてくれるとかですか。

○議長

番外 民生課長 中村君

○番外 (民生課長)

いわゆるベビーシッターという形の、子どもさんのお家に行ってという格好になります。その対象となる子どもさんが利用を認める場合には、障害や疾病があつて、集団保育が著しく困難である方とか、教育保育施設とかでどうしても事業者さんが辞退された場合の受け皿として行う場合。ひとり親さんで夜間の勤務がある場合などということになってまいります。1対1が基本となります。そこに入る事業者さんは1人の方がイコール事業主という場合もありますし、グループでそういう方は何人か抱えてみんなでやりましょうということになっております。

○議長

12番 南君

○12番

それは時間的に、一日中とか、週のうち何日とか制約はあるんですか。

○議長

番外 民生課長 中村君

○番外 (民生課長)

時間的な制限について詳しくはわかりかねるんですが、必要な時間となってくるかと思えます。

○議長

13番 玉置君

○13番

誠に恥ずかしい質問で申し訳ございませんけども、例えば家庭的保育事業をしたいという方があれば、国からの補助金がおけるといことになるんでしょうか。その場合、例えば自分が子どもを産むと。子どもを産んで自分の子どもを保育するときその申請は可能なかどうか。そうすると、自分の子どもを育てるのは当然の責務と思っているんですが、その場合、仕事としてできるという形になるのかどうか。その辺どうも変なことにならないかと。

○議長

番外 民生課長 中村君

○番外 (民生課長)

多分自分のお子さんをみるのが制度に入るかとなったら、それは認められないのか、もしくは認定されれば、逆に保育料は保育料で払っていただく格好になるかと思います。施設として運営されるそこに入所されている子どもさんということで。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

ここにそういう事柄は書いてないけども、そういう事例があった場合、国から指導か何かがあるのか。まだそういったことが始まっていないのでわからんけども、どういうふうに判断するというのか。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

私もまだ勉強不足でそこまでわかりかねるんですけども、保育所というのは基本保育ができない状況にある方を保育所でお預かりするという格好になるとなったら、ご自宅でとなったら認定できるかどうかと思いますけども。

○議 長

7番 水上君

○7 番

年度は忘れたんですが、国がファミリーサポートの事業をして、ここ2、3年前には市町村の事業として国の補助金が打ち切られて、田辺市にあるファミリーサポートセンターに白浜町の予算を付けていたと思うんですが、それも同じような契約制度で、よく中身が似ていると思うんですが、その辺との兼ね合いはどうなっていくんですか。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

ファミリーサポートセンター事業につきましては、地域子育て支援事業のほうで継続されることとなります。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

水上議員も質問されていたんですけども、6ページの2章、7ページの家庭的保育者の1項についてです。先ほども言われておりましたけども、保育の専門家である保育士さんの資格は重たいように思うわけです。昔、保育園を建てて白浜町の保育園が30年、40年前にどんどんふえていく。何年以内に保育士さんの資格をとりなさいということで、保育資格がなくとも採用されていた経過があると思うんです。しかし、やはり保育士さんの資格を持つ者、資格がなかったらあかんということで、取っていただいていたという経過があるんですけども、この中では同等以上の経験を有すると。町長が認める者がどうぞ保育者として仕事をしてくださいよということなんですけども、そういう点について、どのように考えておられるのかお尋ねします。

○議 長

○番外（民生課長）

この子ども子育て支援制度の大きな目標のひとつは特に都市部における待機児童の解消だと思います。そのため幅広く受け入れ先が確保できるように民間事業者の参入も認められています。ただ、保育室の面積とか自園調理が基本となる給食の実施ということで、地方で新規に参入してくるには厳しい条件の部分もあるかと思います。

ご指摘の家庭的保育事業のほうは、対象が0歳から2歳となっております。白浜町においても、特に途中入園の問い合わせをいただくと困ってしまう年齢となります。4歳、5歳だったらなんとか定員オーバーでも入れてあげてよというところがあるんですけども、0歳については一番困るところなので、正直なところ1カ所でも受け入れ先ができてくれたらありがたいなと思っているところがございます。

先ほど申しましたように、研修につきましても、最初に1回だけ受けたらいいというものではないので、定期的にフォローアップも要りますし、ずっと研修は必要となります。だから、保育の質という点でも、決して低いということではないのではないかと県のほうでもおっしゃってありました。町としましても、あくまでもこの基準は最低基準であって、実際に認可を確認していくときにはできる限り保育士をとという指導をしていくという形で運用していきたいなと思っております。

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

10番 廣畑君（登壇）

○10番

この家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきまして、反対という立場で討論をいたします。

先ほどの議案のときにも言いましたけれども、新しい制度、大変わりな制度の中で、ひとつはもっと住民、国民にわかるように制度をつくる中で説明をしていかなあかんの違うかなと。あるいは保護者とか保育者にももっと十分確かなところを説明していくことが必要でないかなと思います。時期尚早と言いますか1年先送りもあり得るのではとも思うわけがあります。定員規模が小さいことを理由に保育所等に比べて保育者の資格要件の緩和、先ほどの質問にありましたけども、そうした緩和が盛り込まれて、その結果、施設や事業によって保育に格差が出てくる。あるいは、今はこうしたところに民間の施設の設備、基準などで合致しないから、まだすぐには民間の参入はないかもわかりませんが、将来的にはやはり大手が保育市場に参入してくる、こうした危惧。保育を市場化しない、させないということで、市町村が責任をもって子どもたちを育てていくということが基本になかったらあかんのちがうかなと思うわけです。

従って、この条例案には反対であります。

○議長

賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

反対討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第65号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数です。

従って、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

(13) 日程第24 議案第66号 白浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議 長

日程第24 議案第66号 白浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

8番 楠本君

○8 番

これもすべて条例を読んだわけではないんですけども、客観的に伺います。まずひとつは、公が4つ、私が1つという一般質問の中でもありました。保育士の問題ですけども、園児10に対して先生が1という話があったと思うんですけども、この制度を迎えるにあたって、町の保育士の先生方の採用をされていたように思うんですけども、新聞見てちゃんと把握はしてないんですけども、その点について伺いしたいと思います。その資格もそうなんですけれども、前の幼保一元化のときもそうだったんですけども、幼稚園の教諭免許を持っている、保育士の免許を持っているということも含めていろいろ議論があったように思うんです。その中において、今後採用される部分については、やはりそういうことも勘案されてなのか。先ほどの質問の中にも幼稚園の先生との給料の格差、賃金の格差もあるんだろうと思いますけれども、その点についてははっきり園児10に対して1人の先生がいるならば、実際調査した段階で何人の利用者があるかということがわからない部分があるかと思いますが、その点について担当課としてどのようにお考えでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外(教育次長)

学童保育につきましては指導員さんがございまして、指導員さんすべて臨時職員さんで行っております。今おっしゃる保育士さんの採用云々というのはこちらの学童保育とは全く別の部分でございまして、もし仮に今後定数を上げていって指導員さんが足りないとなれば、

臨時職員さんで対応していくという形になりますので、保育士さんの採用とは関係ないところでこちらは動いておりますので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

ということは、議案66号については指導員さんの部分と理解したらよろしいですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

条例の2ページに第10条ということで、職員という項目がございまして、その第3項に第1号から第9号までの要件がございすけれども、現在白浜町では現職の保育士さんをこちらの指導員さんに雇用という部分は今のところございません。

○議 長

7番 水上君

○7 番

今、臨時職員さんと言われましたよね。今回の要綱の中には、指導員、支援員のいずれかに該当するものであるという中に、いろいろと要件が書いてあるんですが、この中ではある程度の資格であるとか、こういう放課後児童健全事業に2年以上関わったものとかいうのがあります。臨時職員というらえ方、今後こういう要件が設置された場合、採用についてどう変わっていくのかお伺いします。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

附則の経過措置の中、第2条ですけれども、この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、ただいまの第10条第3項の規定の運用については修了した者とあるのは、平成32年3月31日までに修了することを予定するものを含むという経過措置を設けておりますので、そちらで対応していきたいと考えてございます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

それではその解釈ですけれども、平成32年3月31日までまだまだ期間がある。その間にその資格があれば、要件が満たされればいいということの中で採用していくと解釈してよろしいのでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

はい、そのとおりでございます。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

今、学童保育というのは家庭の事情、奥さんも働かなあかんという事情が主だと思うのですが、私が思うには学童保育に来ている子どもたちの勉学、今後の教育委員会の取組みと言うたらおかしいんですが、そういう中に授業ではないんですが、学問的な時間を子どもに時間を取ることができないものかなといつも思っているんです。ついでと言えはおかしいのですが、せつかく預かるんだから、そのあたり今後そういった方向に発展していく可能性はどうか。また、白浜町独自として、そういうことは考えていかれないのかと思うんですが、これは具体的な話ではないんですが、ちょっとお考えだけでも聞かせていただきたいなと思うんですが。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

学童保育と申しますのは、子どもたちに生活の場を与えるものでございまして、基本的に今おっしゃられたような勉学というのは範疇外になるんですけども、一例申し上げましたら、ガンバクラブ等で勉学的なものも教えておるといことは伺ったことがございますけれども、基本的な部分が生活の場を提供するというところでございまして、今後の課題になるかと思うんですけども、現在のところはそういった部分について教育委員会としては検討課題としかお答えすることができないのかなと考えてございます。

○議 長

9番 西尾君

○9 番

昨日の一般質問の中でいろんな議論がなされましたけども、この条例、第3条の中で最低基準の目的等と書いてあるんです。そして、第4条につながっていくんですけども、この最低基準というのは、非常に書き方、表現の仕方が非常にアバウトといいますか、心身ともに健やかに育成されることを保障するものと。何をもち最低基準として位置づけるのか、そこがちょっとわかりづらいので、もう少しご説明をお願いしたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

条文の中に設備であるとか、児童の集団の規模であるとか開所時間、開所日数であるとか、あと職員の基準であるとか規定しておるんですけども、例えば、設備につきましては、専用区画、これは遊びのスペースですけども、これを児童1人につき概ね1.65平方メートル以上と定めております。最低基準がこの1.65平方メートルというのが最低基準であって、これ以上にするよう努力していくようにという基準でございます。

○議 長

9番 西尾君

○9 番

この最低基準を理由として、最低基準を超えてというふうに、第4条では常に最低基準というのが基本になっているわけです。その最低基準というのは第3条で心身ともに健やかに育成されることを保障するのが最低基準だという文脈です。そこがよくわからない。最低基準というのは基準になるわけで最高基準があるのかと。こういう条文の表現でいいのかどう



か、そこらもどう思われているのかお聞きしたいんですが。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

今回設置いたします条例につきましては、国の基準の沿った形で条例を制定させていただいております。一応、国の基準にこういう文言がございまして、白浜町としましても国の基準どおりの条文を制定したということで、議員おっしゃるところの最低基準を保障する、どこまでがという部分については、申し訳ございません、勉強不足でございます。

○議 長

9番 西尾君

○9 番

先日、ガンバの関係でちょっと拝見をさせていただきました。ちょうど夏場で西日が差し込み、周りをカーテンでぐるっと囲んで、そこには水道もない。非常にドアを開けた瞬間にムツとしたんです。これが最低基準ではないですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

この条例が制定されましたら、そういったところも見直しをしていきたいと考えてございます。実際、指導員さんからおっしゃるように今の施設ではという部分をお伺いしておりますので、そのところを現在研究しておるところでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議 長

9番 西尾君

○9 番

今の答弁をいただきまして期待をしております。昨日の議員からの指摘もございますので、より良い環境で次代を担う子どもたちがすくすくと育っていただけるように我々議員としても支えていきたいと思ひますので、その辺きちんと私から皆さん方にお願ひするんですけども、ただしておきたいと思ひます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

各学童保育所の設置された背景というのはいろいろ違いますし、やはり環境整備というのはどこにも要望があるかと思ひます。条例を制定することによって、やはり全体の底上げをしていただきたいと思ひますので、意見ですけども、よろしくお願ひします。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

先ほどから申し上げている方と重なりますけども、この10条の3項、支援員の方を補充する際の基準が書かれています。1番が保育士の資格を有する者。2番目、社会福祉士の資格を有する者。この3番の学校教育法については、最後に2年以上児童福祉事業に従事した

者と明記されています。私も一般質問させていただきましたけども、今後定例教育委員会の中でこの学童保育の条例の基準の見直しが行われて、各学童施設の整備が行われて、また児童の数を多くなれば、当然支援員さんの数も多くなる。これは一般の方でこの資格を持ってらっしゃらない方で、ものすごくお子さんの世話を情熱、熱意を持ってらっしゃる方がおった場合、どうしても保育士となりましたら、大学や短大で資格を有するしかないと思います。今でも通信教育等で資格を有することができるかもしれませんが、かなり難しいかと思うんです。この2番目の社会福祉士の資格につきましても、ある程度勉強すれば合格率の基準というのはどうですか。これもし支援員さんが多数要となりましたら、できたら町内からそういった人材を各学童保育所で働いていただけるような、それが一番望ましいわけでありますが、白浜町の現状を見据えた場合、補充をかけた場合、白浜町内でそういった方々が多数いらっしゃるのかにそこらの予測的なものはどうなんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

その辺りの予測はまだ立ててはいない状況ですけども、今回の規定によりまして、こういった資格が必要ではございますけれども、それはすべての指導員さんに必要あるかと言いますと、1名だけそういう資格があれば、もう1名については今回の2名の場合だったら、もう1名は補助員として勤務していただけるという形になってございます。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

34ページに白浜町児童福祉審議会の意見を聴きとなっているんですけども、その部分については教育委員会の傘下に白浜町児童福祉審議会があるのか。教育委員会としての見解と児童福祉審議会との関係はこの条例を制定する上において、保育の場合は延長保育の部分で民生やと、こういう部分について、児童の場合ということで、厚労省と文科省の違いがあるけども、この点について、事務作業も含めてどういう見解を持たれているんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

今回13あるサービスのうち1つのサービスは学童保育です。そちらが教育委員会の管轄になってございます。児童福祉審議会のほうにも教育委員会の職員が参加してございまして、その中で協議検討を行っている状況でございます。

○議 長

14番 丸本君

○14 番

先ほどの説明で学童保育の支援員、指導員は町の臨時職員と説明あったんですけども、それでよろしいですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

そのとおりでございます。

○議 長

14番 丸本君

○14番

日置のガンバさんでこちらの方も臨時職員と理解できますけども、昨日の一般質問でもタイムカードを導入されたらどうですかと質問させていただいたんですけども、ガンバさんにタイムカードを置いておるんです。導入されていると聞いているんですけど、臨時職員で、ほかの部署で、庁内でタイムカードを置いてないのに、ガンバさんの臨時職員さん、側聞するところタイムカードを置いておる。実際置いておるんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番外(教育次長)

すぐに確認いたします。

○議 長

14番 丸本君

○14番

これは昨日も側聞した話なんですけども、置いておったらなぜあそこだけ置いておるのか疑問あるんです。それを確認してください。

○議 長

あとでお願いします。

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第66号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第66号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 12時05分 再開 13時13分)

○議 長

再開します。

先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長が決定しました。

委員長に8番 楠本君、副委員長に7番 水上君と決定いたしましたことをご報告いたします。

引き続き、議案審議を行います。

(14) 日程第25 議案第67号 平成26年度白浜町一般会計補正予算(第4号)議定  
について

○議 長

日程第25 議案第67号 平成26年度白浜町一般会計補正予算(第4号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

1番 溝口君

○1 番

まず17ページの農林水産業費、農業費の農業振興費についてお伺いします。このことについては12月議会で一般質問したいなと思っているんですけども、基本的なことをお伺いいたします。まず、今回上げられております負担金、補助及び交付金。農地活用総合支援事業補助金の内訳はどういうものなのかもう一度説明をお願いします。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外(農林水産課長)

事業の目的ですけれども、担い手への利用集積を促進するとともに果樹山地の維持と発展。耕作放棄地の発生の防止を図る目的でございます。これについては和歌山県の補助で100パーセント補助になっております。総事業費は16万2,800円で県費が16万2,800円となっております。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

今課長の答弁から耕作放棄地の対策とありましたが、具体的に耕作放棄地を防ぐ対策があれば披露願います。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外(農林水産課長)

今回の事例としましては、保呂地区になるんですが、6年以上の貸し借りの契約。あそこの山の下に梅畑があるんですけども、その方が耕作できないので耕作を依頼したと。それで6年以上の貸し借りをしているということで、今回その補助の対象になったということで、申請をされております。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

そうしましたら、農地活用ということで少し関連になるかと思うんですが、白浜町の農業地域、農業振興地域の網がかかっているところと無指定になっている田んぼに分かれております。その中で私どもの地域でもこれは数年前いろんな地域でもほ場整備事業があつて、農業振興を図ったときで、国の補助金、そしてと個人負担もございましてけれども、そういう形

で農地が整備されて、よりよい農業ができるようにと振興策が設けられております。当然農業用水路そして一般排水路という形で当然その事業を行うのでありますが、官民、そして民の境界確定もすでに終わっております。

そんな中でちょっとお聞きしたんですが、ある方からご相談ございました。たまたまそこは農業振興地域の網がかかっていますけども、高齢化を迎えてご家庭の事情で農地を処分したいと。当然、ほ場整備事業が10年以内は売り買いはできないという網は私も聞いていましたけれども、とくにそれが過ぎているのでありますから、まず農業振興地域の除外申請。これは1年に1回か2回の申請があるかと思うんですけども、それをしてその後の農地転用という手続きをすればいいのではないですかという形で申し上げて、悪いけど直接聞いてもらわれへんかということで農業委員会にお聞きをしましたら、ちょっとこの頃制度というか考え方が変わってきまして、ほ場整備事業が10年過ぎた後でも申請についても厳しくなっている。今、高速道路が工事真っ最中で、富田地域においてもどうしても移転をしなければならぬ方が何人もいまして、その方も農業をされていて泣く泣く自分の田んぼを宅地に変えて、それくらいのおときから厳しくなってきたと。これは個人の財産であって、ほ場整備の期間が10年の間あかんのはわかるのですが、それが過ぎればやはり個人個人で事情ができた場合、農業振興地域を除外して、農地転用をして一般の宅地で売るであるとか、そして我が息子が敷地が狭いから別に新居を構えたいといった形もできんようになるんちがうかということをお聞きをさせていただいたんですけども、そこらは12月議会で深く突っ込んだ質問をしたいと思うんですけども、この点について、制度が変わりつつあると説明を聞いたのですが、一度そこら教えていただきたいと思っております。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

これにつきましては、農地法やいろいろなことをやっております農業委員会が主になって行っておるところでございますので、農業委員会の決定にあると思うんですけども、農地法もあり、その中で現在どのような格好になっているか、それが当然個人の農地であっても網がかかっているのかというのは詳しく調べまして報告をさせていただきます。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

最後になります。これは一般質問を必ずさせていただきます。白浜町も高齢化を迎えておる中で、なかなか農業の担い手がいなくて。その中で泣く泣く土地を処分しなければならぬご家庭の方であるとか、個人的な事情があったとき、個人の財産を農振地域だから制度が厳しくなって、農業を廃れさせすわけにはいかないから、そういう申請はあかんと、受け付けないと。片や、農振地域がかかっていない畑や田んぼについては従来通りの農地転用ができるわけでありまして。これはまったく個人の財産を国か県か知りませんがおかしいのではないかと私は思うわけです。当然そういった形で農業を廃れさせすわけにはまいりませんけども、高齢化社会を迎えてどうしてもこれはという形で。また農地を買っていただける方もなかなかいらっしやらないという現状でありますので、そこら辺12月議会で深く聞きたいと思っておりますので、所長においては農業委員会等で調べていただきたいと思っておりますので、よろしくお

願います。

○議 長  
2番 三倉君

○2 番

振興費なんですけども、これは16万3,000円の国庫補助の金額としたら対象面積はどのくらいあるのですか。

それから、この補助事業を受けようとしたら、どれくらい最低の面積が必要されますか。

○議 長  
番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

県単の事業となっております。これについては、樹園地の耕作放棄地の関係で先ほども言いました6年以上という貸し借りを設定したということで、県から補助金をもらえるという制度となっております。この算定なんですけども、ヘクタールについてはわからないのですけども、10アール、1反2万円であります。それについては、肥料地力強化対策経費で2万円と急傾斜加算で傾斜度15度以上で10アール当たり3,000円。それを計算しまして73アール掛ける2万円と56アール掛ける3,000円で合計16万2,800円となります。

○議 長  
2番 三倉君

○2 番

単価はそうだけでも、最低どれくらいの分があったらこの補助対象になるんですか。というのは、今のからすると、耕作放棄地をのちに戻さんならんということで、先ほど溝口議員がおっしゃっていたけども、高齢者で放棄地が多くなってきたことからしたら、単年度の補助でないと思うんですけども、単年度の補助でこういう格好だけのものなのか。続けてあるようだったらそれについて、最低どのくらいの面積が必要なのかということを知りたい。

○議 長  
番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

それについては、詳しく調べさせてもらいたいと思います。

○議 長  
13番 玉置君

○13 番

歳入の9ページ、歳出の13ページに記載しておりますビジネスオフィス。歳入はビジネスオフィスを貸すときの収入として39万4,000円を計上しています。しかしながら、そこを貸すにあたっての警備委託料であり、清掃業務委託料が55万2,000円上がっている。一般的に考えたら逆でないかと。55万円も経費要するのに39万円でしか貸さないのかと私は感じたのですが、そのあたり値段設定において、どのように交渉というか当局はどのように思われているのか。今後それをただ空けておくよりも、ちょっとでも安くても借りてくれる人がいれば貸すんやという意識なのか。その辺はきちんと採算を考えるのか。その辺逆のように思うのですが、説明をお願いします。

○議 長  
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

歳入の9ページ、使用料のITビジネスオフィス使用料の39万4,000円は2社がこのITビジネスオフィスに入居されます。1社は9月から、もう1社は10月からということで7カ月分、6カ月分ということで39万4,000円となっております。ITビジネスオフィスにつきましては、何とか施設を活用できるようにと県も力を入れてくれています。そういうことで、今後もITビジネスオフィスに入居できる企業を県とともに探して、活用していきたいと考えております。

○議 長  
13番 玉置君

○13 番

値段設定のことを言っているんです。2社で39万はわかるんです。だけど、どういう根拠で39万円になったのか。なぜかと言うと、警備費用と清掃費を合わせたら55万円要っているんです。55万円もかけて39万円の家賃だったら、せんほうがましじゃないかという一つの考え方も出てくるので、こういう事情で平米いくらにしましたということがあれば聞きたい。だいたい値段設定のときに、管理費用を頭に入れた上で計算しているのかどうか。

○議 長  
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

値段設定の詳しい経緯は今説明できないのですが、金額は部屋によって金額が決まっています。

○議 長  
13番 玉置君

○13 番

では、質問を変えますが、支出の13万円、警備委託料、清掃業務委託料は2社が入ったために発生した部分であると解釈したらいいのですか。

○議 長  
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

今まで入居の企業がございませんでしたので、入ってくれるということでこの費用が発生したものでございます。

○議 長  
7番 水上君

○7 番

2点お尋ねします。23、24ページの職員給与のことで、増減の明細のところですが、総括のところには職員数319人。明細のところには現に在職する職員数291人を書いてますね、この説明。

それから、平均昇給率、これはどのくらいのものかということと、職員手当の増減分で300万円。これは何人で何時間くらいかお伺いします。

もう1つ、16ページの衛生費、予防接種の委託料だと思うんです。参考資料37-1の説明ですけども、ここにありますが。私の言っているのはこれで合っていますか。16の予防接種委託料のところは37-1の参考資料で合っていますか。そしたら、どちらがどのくらいの予算なのかわかっていないので、その辺。

それから、成人用の肺炎球菌の接種ですけども、予算がどのくらいついているのか教えてほしいのですが、自己負担が3,000円ということは保険のきかない接種なんですか。どういう予算配分になっているのか。それから、今までは多分任意で受けていたと思うんですけども、そこを説明してください。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外（住民保健課長）

この37-1のページ、水ぼうそうの部分の予算ですけども、1歳から3歳未満の子どもの部分で2回接種の費用が295万円です。1歳から3歳未満の1回接種の部分が29万5,000円となっています。それで、3歳から5歳の部分で1回接種なんですけども、この部分が230人を見込んで127万円とっています。

肺炎球菌のほうは65歳からの定期接種となる部分で、単価が8,290円で自己負担が3,000円。それで1,726人を見込んで接種率50、60パーセントを見込んで547万円を見込んでいます。これが予算の配分です。

肺炎球菌も定期接種になったんですが、今までは任意で2,000円の助成と。今回3,000円になったのは近隣の田辺市、上富田町が3,000円、定期になったことによつてとるということでそれにあわせてございます。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

水上議員からご質問いただきました23、24ページの職員の状況、給与明細の関係ですが、一般職に属する部分で、一般会計の部分になりますが、319人というのが職員数になります。24ページに291人と出てきますが、これは給与、職員手当の分ですので、319人から常勤嘱託職員を省きますので、28人省かせていただくと、291人となります。常勤嘱託職員分は23ページの報酬という形で払いますので、報酬の部分が嘱託職員になりまして、給料と職員手当の部分が正職員の分になるという数字になります。

あと、職員手当の内訳の時間外勤務手当の300万円につきましては、各項目に補正で上げさせていただいておりますけども、観光課と民生課の残業手当の分が不足しているのでその分を補正させていただくということで、前のほうに補正をあげさせていただいております。

平均昇給率、増加分につきましては、今回昇給率が関係する部分でございませぬので、今昇給率というのはないというか、今回の補正とは関係ない部分です。

○議 長

7番 水上君

○7 番

もちろん昇給率は補正とは関係ないんですけども、どのようなものか説明を求めたわけです。



それと、先ほど説明をいただいたんですが、民生課と観光課の300万円が先ほど人数的なものとか時間も伺ったんですけど、ちょっと答弁がないんですが、経常的なものでないのかをお伺いします。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

これは一般会計でありますと総務であればほかのいろんな課の全体枠で予算を組んでいますけども、観光であったり、民生であったりしますと、自分たちの課の枠で予算を組んでいる部分があります。この前から丸本議員からもご質問をいただいておりますイベントだったり、土日の代休の割増分が昨年7月から支給するようにしてございます。こういう部分、各課で、特に観光であればそういう部分の比率が大きいので、そういうことで予算が全体枠で不足してきている部分がありますので、今回補正をお願いするというものでございます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

補正ですけども、これでまかなえるのかというのものもあるんですが、この300万円。年度末までこの補正、金額見込をしているんですか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

基本的にはこれで年度末までということで補正をお願いしてございますが、議員ご存じのように職員給与というのは、給与にかかって割増賃金が出てきますので、給与自体はすでに人事院勧告も出てございますが、今年是一般企業もそうですが、公務員に対しても給与の増額部分の勧告が出ておりますので、そうした措置を講じていくとなれば、不足が生じるのかもわかりませんが、いずれにしてもこの枠で年度末ということを財政としては考えてございます。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

歳入10ページのふるさと白浜応援寄附金300万円が入って、歳出で13ページ、まちづくり推進費、ふるさと応援基金積立金300万円となっています。各テレビでもふるさと産品の話がちょくちょく出てくるのですが、白浜町としてどのような企画をされているのか、この点についてお伺いします。

それと、13ページの一般管理費、マイナンバー法対応例規整備支援業務委託料と電算情報費の中間サーバー・プラットフォーム整備負担金。このマイナンバーの整備というのは国からの支援というか施策においてやっているんだらうと思うんですけども、前に田辺周辺でマイナンバーの話、熊野のマイナンバーという話も出たんですけども、その問題と関係ないのか。マイナンバー法というのは何をいうのか勉強不足なので、その点について教えてください。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

## ○番 外（総務課副課長）

まず、マイナンバーの関係の中間サーバーと例規集の関係なんですが、基本的に個人番号、今住基コードがあると思うんですが、それにもう1つ数字を足してそれをランダムにかけて個人ごと、または法人ごとに番号が付されるということで、今後この番号でいろんな情報を共有していくということで、来年の10月だと思うんですが、そこで全国同時にも入っていくということがいわれてございます。また細かい話は全員協議会でお話させていただきますが、そうしたときに住民基本台帳の番号だけではなくて、税と社会保障が一体となってくるので、町としましては例えば税法の改正、それに関する規則の改正、当然住基の関係はかんできますし、福祉の関係であったり、いろんなところへマイナンバーがどうかかわっていくのかが我々ちょっとわからないところがありますので、白浜町にある例規すべてにおいてマイナンバーの項目がどう改正していかなければあかんのかを全部洗い出していただくと。例えば、福祉のここへマイナンバー法とか個人情報番号とかいうのを入れていかんとあかんとなれば、そういう部分をまずは委託をして、すべて洗い出していただいて、こういう形で整備をし直すほうがいいのではないですかということを出していただく委託業務がそのマイナンバーの委託業務に、条例の改正をお願いする委託業務になります。

中間サーバーという委託業務につきましては、マイナンバーを各事業所、町であったら町が持つんですが、例えば、白浜が持ってすさみ町が持ちまして、当然法務局なんかも持たれると思いますし、社会保険事務所も持たれると思うんですが、基本的には住基情報がすべてでございますので、これを例えば、白浜町の住基情報、税情報いろんな情報を田辺市さんから白浜町のデータが見られる、白浜町から例えば北海道のどこどこの市町村が見られるという制度にシステムが今後なってきます。そうしたときに、直接白浜町の税情報を見られると白浜町の個人情報ですので、これは困るとなります。そうしたときに、国が一つのフォーマット、一番初めに名前がきて、税情報がきてというデータの整備されたものが示されてございますので、それを各市町村にまずは中間サーバーという形でそこへ町のデータをためて、外の人が見るときはそこを見てくださいよということで、中間ファイルサーバーを整備するんですが、これによつては各市町村独自で整備されるものと、持ち寄って整備するものがございまして、白浜町は今後地震とかもありますから、データは基本的に町で持たずに大きなところで持っていただくということで、共同利用を考えてございますので、そちらで整備するということです。今回の部分は国で整備するようなところへ共同で整備しに行くという形の負担金で支払するんですが、これにつきましては、すべて基本的には国庫の費用でまかなわれると。ただ、国で整備されるんですが、そうしたところの費用が国の補助金を上回ってかかるのであれば、市町村の持ち出しが発生する可能性もあると伺ってはおりますが、今回は向こうから一定の金額が示されましたので、補正をさせていただくということでございます。

## ○議 長

番外 総務課長 田井君

## ○番 外（総務課長）

まちづくり推進費のふるさと応援基金積立金の関係ですけれども、このふるさと応援寄附金につきましては当初予算で寄附金として50万円計上しておりました。そして、報償費で5万円。今年度から特産品をお礼に送るということで、1万円以上の方には5,000円相当

の品物ということで、白浜町の場合、川添茶であるとか伊勢海老、野菜の詰め合わせとか、そういう白浜町の特産品を贈るようになっております。それで、当初寄附金として50万円を組んだのですが、4月から7月で116万円。1年間予測しますと、だいたい350万円になりますので、当初50万円ということで、300万円の補正増ということで積立金をふやしております。一方、特産品をお礼に送る報償費ですが、これは5万円を組んでいたのですが、これも見込ではあと100万円不足ということで増額しております。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

マイナンバーの関係について副課長から聞いたんですけども、国の施策で住基ネット一緒なんですけども、個人情報プラス税情報も含めてということになれば、中間サーバーでガードをかけるということになるんだと思うけども、これはまた反対する人もあるのかという気もします。けれども行政側としたら、税にしても督促についても何にしても使用する部分については、かなりの行政効率になるんだと思う。片や、個人情報ではちょっと問題があるのところがなかなという気がしますのですが、これは全員協議会で説明すると言うてくれたけども、絵か何かなかったら我々ちょっとわかりにくいなと思います。

それと、ふるさととの部分ですけども、いろいろとだいたいこういうものやなとテレビ報道等でわかっているんですけども、当初予算で50万円というのはちょっと説明していたので、50万円プラス300万円、5万プラス100万ということでふるさとに対して応援してくれた人にふるさと産品を届けるということでもよろしいですね。

副課長、その部分についてはきっちり教えてください。全員協議会でやっていただけるんですか。

○議 長

番外 総務副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

今回、全員協議会でマイナンバーに関連して町のシステム自体も変えんとあかんようになってきております。これは来年の10月なんですけども、これにも国費が投入されるという中で町としてはシステム改修も当然ありますけども、そうした部分もマイナンバーにあわせてクラウド化、共同利用するという事で町にデータを保管せずに安全なところにきっちり保管して。そのデータのやり取りでやりましょうということで、今回の全員協議会でクラウドシステムというのが今回お話をさせていただく部分にありますので、その中で再度マイナンバーの部分についても少しお話をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、楠本議員からふるさと納税応援寄附金の事業につきまして、おそらく皆さんも新聞等でもいろんな他の田辺市さんとか好評といいますか、多くの市民以外の方々、全国からも応援していただいている、納めていただいていると聞いております。

その中で白浜町につきましては現在108件くらいございまして、そのうち103件は1万円相当が一番多くなっています。このうちの特産品に関しましては先ほどから10種類ほ

どございますので、そのへんでいろいろ品物も選定しているんですけども、なかなかすぐに在庫がなくなってしまうたりしまして、うれしい悲鳴を上げている品目もあるんですけども、ほかにも地ビールですとかいろんなことで対応しておりますので、種類はたくさんあるんですけども、そのあたり白浜町でも少しずつではありますけども上がってきているということで、応援いただいています。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

2、3お聞きします。18ページの日置駅の改装。これは全員協議会のときもお願いしたと思うんですけども、参考資料の図面では事務室だけの改装になっています。これをなんとか玄関先の表の改装、そのときに堀議員も言われていましたけども、これもお願いしたいなと。何とかイメージチェンジ、日置の観光としての玄関口という形になると思うんです。だから、駅前の活気、活性化になると思うので、ここにもう少しお金をかけていただけないかなと。イメージチェンジをしていただけないかなと。この古いイメージで中だけ改装しても、やはりおもてなしの心が通じないと思うの、何とか予算の中に入れてもらえないか。それと、全員協議会のときもお願いした事務室の給排水、お茶汲むところ、これについては事務室に設けられると思うんですけども、表、右手の横にある公衆便所、これはイメージがいいのでこれとマッチした外装をなんとか修正してでもお願いできないかなと希望します。

それと、白浜会館の修繕料が出ていますけれども、これは去年あたりから国体の形で大々的に白浜会館を改装されたと思うんです。そのあとにこういう修繕料が出てくるのかなというのをお聞きしたい。

それから、19ページの道路維持費。これは道路維持補修工事費ということで500万円載っておりますけれども、この場所は別にして白浜町全体的に町の中、私が一番気につくのは下水道の引き込み工事、これ宅内に引き込んでいるあとの補修、これが非常に悪いので、その補修したあとがどんどんへこんできて、本当にわかるようになってきている。この補修によって道路全体ガタガタになってきているというところが見受けられます。この補修というのはここにこだわらず、全体的にできたら見直してほしい。あいているところもあるし、逐一穴あいているところは建設課にお願いして直していただいていますけども、全体的に見まわっていただけないかなと。その点だけとりあえずお聞きします。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番外 (日置川事務所長)

日置駅の改修の件でご質問をいただきました。全員協議会でも先ほど言われたように、古久保議員から玄関口ということで。それと給排水については貴重なご意見をいただいたので、それについては財政とも相談しまして今回補正でこちらが思っている追加ということで上げさせていただいています。また、玄関口につきましては、今回補正の中でどういうふうにしていくかによって金額もかなり上がってきますので、その辺は国、県の補助金がないかということで、県にも再度問い合わせているところでございます。その辺は補助金も探しながら、またいったんそこを案内所等にさせていただいて、その中で今後玄関口の外壁等についても検討して、また手作りできけるのか補助金をもらいながら行くのか十分検討をして玄関口と

なるような駅にしていきたいと考えております。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

白浜会館の改修費でございますが、これは2カ所ございます。まず1つ目は入り口の扉の修繕でございます。この部分につきましては、入り口扉の下、扉を取り付けています下の部分になります。こういったところが改修工事の際には中を見るということができませんので、そのまま使っていたわけなんですけど、何分老朽化してきたため、その部分が壊れましたので、その部分で12万円の改修をお願いするものでございます。

それから、もう1つは、防火水槽の中のボールタップの取り替えということで、防火水槽の中のボールでフロートが動くようなものがあると思うんですけども、あちらが消防の点検の際に指導がございまして、その分が約6万円の取り替えとなっております。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

道路維持費についてご質問をいただきました。本年度の当初3,400万円、白浜に2,400万円、日置川で1,000万円を予定しておりました。各地区の要望も多いことから9月中の発注で当初予算分が発注し終わってしまいました。各地区からの要望もたくさんございます。緊急性や地区の均等性を考慮し、安心安全な道路網、排水路の整備を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

ありがとうございます。日置駅については前向きに考えていただいているということで安心しています。なんとか早くお願いしたいと思ひます。

白浜会館については、仕方ないと思ひます。できたら入り口の扉くらいそのときに関連して直しておけばなという感じはしたのですが、それはそれでいいです。

道路は前向きになんとか全体に見渡してもらってよろしくお願ひします。

それと、18ページの漁業管理費に関連して、お願ひします。漁業補修費のどこの漁港かもわかりませんので、私も先だって質問させていただきました湯崎のことでお聞きしたい。一般質問の中でもガードマン3人の中でお一人がフィッシャーメンズ関係の仕事に携わっていたと明らかにわかるような駐車場配置をしておりました。これが我々町民のほうからお金を出している。それでガードマンを使っている。この費用について専門的にフィッシャーメンズで雇うのであれば、そちらに持たせて、きちんとした筋を通すような形でダラダラとあのような使い方をされるということについての返事をまだいただけていないので、関連して質問します。

それと、パラソルについて、昨日地方紙に載りました。その中でちょっと気になるのは町長のコメントです。「納入の遅延については遺憾に思ひ、申し訳なく思っている。業者に対し延滞違約金の支払いを了承してもらっている。パラソルの利用に関してはこの夏週末の台風や天候不順で残念ながら芳しくなかった。秋にかけては旅行業者のあっせんもあって、パ

ラソルを利用してもらえると聞いている。」ということでコメントを出していますが、議会に対する町長の思い入れというのが全然出ていないんですけどね。町長は議員懇談会の席上で…。

○議 長

古久保議員に申し上げますけども、関連が大分外れていますので、絞ってお願いします。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

そういうことで、議会に対する姿勢というのは町長出ていないんです。これ報道では町民の方が誤解されるんです。こんな程度ですか、大変なことでないかと。我々議会としては大変だと思っているんです。町長は嘘を言うて騙したんかという形になっていますので、その辺町長に答弁していただきたい。議会に対し、議長ないし副議長宛てに謝られたのか。遺憾の意を表したのか。それが町民に伝わったのか。町民の方々はこれわかりません。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

この載ったコメントを私はしておりません。記者の方が記事を書かれたので、私はその内容で申し上げたということはありません。

やはり、あくまでもの地方紙の掲載でございますので、記者の方が取材で今回の議会の中で感じて言葉にされたと思いますけども、私はこのコメントをしたわけでございませぬし、やはり議会のこれから当然議事録が町民の方に正確に伝わるのではないのかなと思っています。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外(農林水産課長)

ガードマン3名を夏場対応ということで行っている件について、期間が長い分とか駐車場が少ない場合、どうしても今1名が目立つということで、これについては指定管理者と十分協議してまいりたいと思っております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

そのご返事でこれから前向きに検討していただくということでお願いします。これは町民のお金ですので、よろしくをお願いします。

それと、町長、申し訳ない。これは新聞に載ったから、町長のコメントかなと思いきやこんでしまったので、これは謝ります、訂正します。

あと、この記事で腹立ったら申し出てもらえませんか。そうしないと、町民が誤解しますのでよろしくをお願いします。

○議 長

12番 南君

○12 番

16ページ、19の源泉調査負担金です。これは温泉会社と負担すると思うんですけども、負担割合はどのくらいなのか。あと、何年くらいづけていくのか。隔年にするのか、その辺お伺いしたいんですけども。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

この部分の負担割合につきましては、温泉会社の方々が2分の1。それから町で2分の1ということで、合計200万円そこそこの事業でやってまいりたいと思っております。

それから、いつまでということになってまいりますと、これは当初湯崎漁港の関係の温泉調査からいろんな調査をしていたということがありますが、この温泉会社の方々と私ども観光課につきましては、せつかくそのときに出ていろんなデータを取っているんだから、このデータを今後の温泉資源保護に役立ててまいりたいということで、最小限の範囲で半々出し合ってやっていこうかということになってございます。

従いまして、今のところいつまでということになしに、これから私どもは白浜の温泉を保護していくという立場の中では、この結果を見ながら長くやる場合もありますし、2、3年でやめるという場合もあるかと思うんですけども、当面私どもはこれを半永久的に続けていければ、温泉保護という観点から続けていきたいと思って相手方と話をさせていただいてございます。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

今、調査してその資料を役立てたいということだったんですけども、この源泉調査をどのように役立てるのか具体的にこういう資料があつて、こうだからというのが、今の口ぶりだったら行われているのであろうかなと思うので、108万円が安いとか高いとか、2分の1が良いとか悪いとかでなしに、それは必要であれば続けなアカン。しかし、それがフィードバックされないのであれば、何のために調べているんなということになる。一体この資料をどう役立てたいのか、その話し合いができていくのかどうか、お聞きしたい。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

この調査につきましては、温泉資源の現況とそれから経年変化を把握するということを重点に考えてございます。それで、今のところこのような調査をしていこうかという話をしていのは湧出量の温度測定、それから湧出量、こういったものを毎月1回ずつやっていこうかと。それから、水位測定につきましては適宜と。それから、電導度。これは年12回やっていこうかという格好で話をさせていただいてございます。それで、あとは温泉水の分析調査ということで、これは年2回やろうかとなっているんですけども、ナトリウムイオンとかカルシウムイオン、それからマグネシウムイオン、塩素イオン、硫酸イオン、炭酸水素イオン、それから蒸発残留物、このようなものについて年2回やっていくと。この水位が変わってくる、こういったものが仮に地震なり何なり。この前、東北の地震のときも実際この水位に変化が現れたということでございます。ですから、そういったもので水位が変わっていく

ことによって温泉資源が減っているものであるということであつたら、そういったものでわかることがございますし、当然その成分が変わっていくことによっていろいろなことがわかってくる場合がございますので、こういったことで現況と経年変化を見ながら温泉資源保護を続けてまいりたいという趣旨で行うものであります。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

私が聞きたいのは、調査をした、温泉減った、そしたらどうするんという話し合いをするのか。泉源の水位が減ったら、どこかから水を入れるんかという話、そんな抜本的な対処法を考えるのだったらいいですよ。しかし、ただ資料を持って調べるだけで、何の役にも立たないのだったら調べる意味がないのちがうかということが1点。

それと、今おっしゃったように、それを例えば温泉が減ったよ、地震があるんちがうかということ想定するならば、それを気象庁なり庁内にその事象を生かせるのがどうか。温泉が減った、前は地震があつたけど、温泉が減って地震があつてんでというのであれば、本来本当に白浜の役に立てるように調べた結果をどこかに公表するとかいろんなことをされるのであれば、これは役に立っているなと私も思うんやけども、今の答弁ではあまり。温泉が減ったから、じゃあどう対処しよう。温泉の成分が変わったから表示を変えなあかん。白浜町も温泉をたくさん持っていますから、温泉の成分が変わったのだったら、それを基に表示せなあかん。民間の旅館にもそれを徹底指導せなあかんという取組みをされるんだつたら、そういう成分をきちんと変化を調べるということも納得いくんだけども、その辺はどうですか。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

私が例として地震のことを出したのでちょっと誤解を招いた部分もあるんですが、基本はこういった温泉資源に関する基礎資料を温泉会社の皆さまと共有するというのが目的でございます。それで、今言われました、減ってきたからどうするんというものにつきましては、現在、温泉資源の調査会という会をつくりまして、その会でこういった調査もやっていくながら、その資料を見ながら、どういった対策が必要であるのかをまず相談しながら、進めていくということになってまいります。それで、ものすごく温泉が減ってきたから、さあどうするということにつきましては、実際その数字が変わってきた時点でどういったものをしていくかということを皆さんでご相談させていただいて、具体的な対策を講じていくということになってまいるかと思っております。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

付け加えますと、この調査は温泉保護を目的としています。温泉保護を目的とした調査を実施するというので、20年からずっとやってきた事業が平成26年10月で終了するというので、これからも調査事業につきましては毎年やっていかざるを得ないのかなと思っております。それで、温泉と町、いわゆる温泉会社、温泉事業者と町との話し合いも今までずっとやってきました。その中で、今現実にやはり温泉の状況がどうなっているのか、湧出



量が減っている、あるいは一部の源泉が止まっているとか、そういった事態がございます。ですから、トータル的にどういう事態が起こっているのかということで、温泉会社とも毎回このあたりは意見交換しながら、情報を共有して今後に生かすということで、今鋭意取り組んでおりますので、決して無駄な事業ではないと私は思っております。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

この調査が温泉保護につながるかどうかは私もわかりませんが、本来温泉会社というのは民間です。これは自分の商売ありきならば、まずそのことを調べるのは民間がせなあかんわけです。白浜町も確かに源泉を持っています。ですから、その応分の負担はせなあかんと思う。しかし、半分持つということは、補助金に近いと私は感じるわけです。それでも温泉白浜を守らなあかんという意識はわかるんですよ。しかしながら、これをずっと続ける、一番初めは600万円くらいで源泉調査するといったときにも私はこの質問をしたんです。果たして、半分持つということが正当かどうかというのが私は疑問に思ったので質問をさせていただきます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

玉置議員のおっしゃるご心配、思いはよくわかりますし、私ども町としましても、町も温泉を保有しておりますので、温泉事業者さんと一緒になって、今後、来年度以降のこの事業の経費をどうするかということもございますので、今後その辺も視野に入れて、一緒に良い方向に行くように。そしてまた、出てきた資料、数字につきましても、町民に広く知らせていくべきであろうかと思っておりますので、また議会の皆さん方にも相談させていただきます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

13ページでお尋ねします。目9の電算情報費、13委託料のDV支援措置管理システム導入委託料。これは新たなシステム導入ということでしょうか。国、県の助成をもらうんでしょうね。補助も入って152万1,000円。これは白浜町としてこれをどのように使っていくのか。DVの実態もどれほどのものかというのをお聞きしたいです。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

DV支援措置管理システム導入委託料54万円。これは既存のシステムに新たなDV支援措置管理システムというのを導入するという考え方でございます。現在、DV関係につきましては、住民基本台帳、我々の機械で見たときに住民情報を見にいったというときにDV支援の方については見られないという措置をしてございますが、ただ、住基情報というのはいろいろなデータとして利用させていただいてございます。宛名管理であったり、税、使用料の関係、また福祉にも影響してくると思うんですけども、そうしたところからシステムを見

ますとかこの方がDVであるかどうかというのはわからないということになってきて、それは職員はわからなくてもいいんですが、ただ、住民からであったり問い合わせがいろんな形でありまして、そのときにこの方がDVということ認識するためではなくて、外へそうした情報を決して漏らさないようにするためには、職員には当然守秘義務がありますから、職員がわかったとしてもそこで歯止めがかかるということで、ある程度の全情報に対してそういう絶対に外に漏らしてはならない特に注意すべき情報であるよということを知るように、全システムに関連付けるという措置を導入になります。

○議 長

7番 水上君

○7 番

民生課がある程度数字的なものを把握していると思うのですが、このシステム、先ほども見える形にして守るんだということでしたけども、今後このシステムを民生課としての活用と今の実態をお聞かせください。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外（住民保健課長）

このDV被害のシステムにきましては、今住民票のシステムではメモ機能として被害者を登録しておいて、支援者を住民係に届けていただいておりますので、その人を検索したときにわかるようになっていくんですけども、それを職員が判断して言わない、出さないという形にしているんですけども、今回導入させていただく部分につきましては、住民表とか税の証明書とか出ないように歯止めをかけるシステムを入れてございます。これにつきましては、今年の6月25日に国からも通達が来ていますけれども、出さんという形で職員に認識させるのは当然として、システム側でも歯止めがからないか。かかるようにしなさいという通達が出ていますので、そちらのほうで対応させてさせていただく形を取らせていただきます。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

21ページ、農林水産の災害復旧費ですけども、漂着物の処理委託料が載っています。これは台風に限らず低気圧がきて海が荒れた中で、海岸沿いにかんりの材木などの漂着物がありますけども、その辺の管理体制はどこまでされているのか。それとも、観光客が来られている白良浜や海水浴場関係、椿にしても泳ぐところの関係だけをこのような形で委託料を払って掃除しているのか。白良浜、江津良は毎朝やっていますけども、その辺。白浜町全体では日置も含めてどうなっているのかそれを教えてください。

それと、先ほどの答弁で、議会の返事をいただいております。ごまかされたような形で、議会に対する気持ちをお聞きしていませんので、それだけお願いします。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

漁港漂着物の処理委託料についての80万円は中漁港、天然の漁港があるんですけども、そこへ台風で漂着物がきています。それがいっぱいあるので今回は重機が必要になってきま

す。その費用を計上させてもらっています。これについては予算が通れば地元と含めて清掃を行う予定にしております。

○議 長

町長の発言を求めていますけども、この予算に関係ありませんので、全員協議会等で意見を聞きたいと思います。

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

それと漁港全体については指定管理ということで、漁港の岸壁とかその付近については和歌山南漁協さんに指定管理をしております。相当な台風とか異常時には今回椿や鴨居の地元の方にゴミを集めてもらってそれを職員がダンプ等に持って行って運搬して処理したところ です。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

念を押します。そしたら、一応地元の漁民の方で片付けて、ゴミの回収は当局でやると。ほとんどは和歌山南漁協が掃除をするというとらえ方でよろしいですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

一般的で、台風とかの想定はしていないのですけども。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

前にも聞いたことがあるんですけども、今の話で、台風によって漁港内になったと。林道なんかは最低40万円以上だったら国庫補助や県費補助の対象になるということですけども、補助の対象についてこのような80万円の金額が上がっているんですけども、これについては台風による中で対象にはならないのか。それと、あとのほかの物件というか物事においても林道は40万円以上と聞いているんですけども、ほかについてはそういう対象はどうでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

災害復旧というのは現施設がある状態を元の状態に戻すという施設、道路施設であれば道路施設になると思うのですが、林道だったら林道施設、擁壁とか構造物であれば構造物の復旧と押さえております。80万円について単独でございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

今の所長の答弁では施設物だったら対象になるけども、ならないと聞いたんです。ただ、古久保議員の話では毎度毎度という話があるんですけども、台風なんかの場合、前の12号

ですか、そのときだったらかなりのごみがあったわけです。そのごみを住民ではできなかつたと。あのときは少し県が動いてくれたということもあったんですけども、ごみを集めるだけでなしに、あとあと処分ということになってきたらかなりの額が要ってくるわけです。そういう場合、全国各地で被害が起こっている中で、こういう目立たないような施設でないものが起こった場合にしていくことについてもうちょっと脆弱な財政の中で、県あたりにも訴えていくべきではないのかということ。

それから、農道です。林道は40万円から補助の対象になるけども、農道についてはどういう形になりますか。

○議 長  
番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）  
農道の場合は40万円です。

○議 長  
2番 三倉君

○2 番  
そしたら、単独で今回の予算、21ページに林道施設災害復旧工事費単独災害62万4,000円とあるんですが、これは40万円以上だから補助の対象になっていると解釈したらよろしいのですね。

○議 長  
番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）  
これについては、被災箇所、同じ路線なんですけども2カ所あります。路肩の決壊と路面の補修のということで2カ所要望させてもらっています。

○議 長  
2番 三倉君

○2 番  
ということは、2カ所だから結局40万円以下だから単独でいかざるを得ないということで、単独で記載していると解釈したらよろしいですか。

○議 長  
番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）  
その通りです。

○議 長  
2番 三倉君

○2 番  
そしたら、下にあります1,078万9,000円の現年補助災害とある分については補助率が50パーセントくらいあるという解釈でよろしいですか。

○議 長  
番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

これについては、現年補助で50パーセント、林道安宅太間川線災害復旧工事でございます。

○議 長

3番 辻君

○3 番

今の件ですけれども、この箇所については1,000万円。その手前の入り口から崩れている部分になりますけれども、その部分については予算的にどうなんですか。含まれているんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

災害復旧の箇所に行くまでの壊れているところについては、今回単独費で行いたいと。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

太間川線と聞いたものですから、自分もそう思っていたんですけども、資料にもありましたけども、私7月に用事があって太間川に行ったんです。そのときに通行止めになっていたんです。くえたのが4月の下旬頃ですね。それからしたら5月、6月と2カ月少し通行止めであったということです。やはりある程度林道であっても生活道路でもあるわけですし、その辺からしたらもう少し対応できなかったのかと。片側でも少し通れるような形で、全面通行止めであったものですから、その辺についてどういう対応をしたのかということと、今後起こり得ることですので、今後についてどうなのかということをお尋ねしたい。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

この箇所はのり面の崩土が大きくて、路面がふさがっている状態になっておりまして、それを除去することによって、また上から崩土がくるという状況になっていましたので、危険を回避するために現状のままおいておいたと。また、それを補助金いただいて、災害査定いただいて補助金の申請をしていたということで時間がかかったということでございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

この場合だったらそうですけれども、ある程度迂回路があるからですけれども、林道を生活道として使っていることが多々あるわけです。そういう場合の今後の対応についてこういう形では困るので申し上げます。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

除去できる分については除去して一部でも通行できるようにしていきたいと考えます。

○議 長

○13 番

18ページの番所山自然観察ガイドブック作成補助金です。私はこれは町が作るものだと思っていたのですが、補助金という形で50万円。この補助金は大変良いことだからいいのですが、町が補助金を出すにあたって、町の要望とか、例えばこういう冊子にしてほしい。こういうところをもっとしてほしいという少しひも付き的な要望、そういうところはあったのでしょうか。

これは補助金全般に言えることですが、観光協会への補助金にしても、見直す、見直さんという話がある中で、白浜町はこうしてほしいから補助金を出すんだというところが私はあると思うので、そういうスタンスが相手方に伝わったのかどうか。そしてそれをガイドブックを利用して、例えば町長がおっしゃっていたような、もっと番所山の利用促進を図るために作るんですよという補助金を出すにあたって、要望なりいろんな町の思惑が合致したのかどうか。その辺観光課の意思というか、補助金制度の全般にいえることですが、考え方をおしえていただきたい。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

補助金を出す際には、あまりないかもわかりませんが、こちらからこんなことをやってほしいということで、例えばこのくらいの補助金があるからこんなことができないかということなどでいく場合と、あと相手さんがこんなことするけども、何か補助金ないかということで相談をいただくこととか、いろんなケースがあると思います。

今回の部分につきまして、町としましては、番所山の自然を生かしたいろんな事業をいろんな団体にしていただきたいという町の気持ちです。その中で南方熊楠記念館として花博記念協会というところの助成金をまず。総事業費が200万円ですけども、その半分の部分があるということでございます。それで、そういったものもいただいて、このようなものを作りたいと。解説や図を入れたものを作りたいということで、ご相談があったものでございます。それで、私どもとしましてはそういったものをいろんな学習の場でも役立てたいものもございましたので、そしたら町にどのくらいいただけて、学校にも配っていただけるのかということで、そういったことならば当然させていただきます。そういうことを考えていますということで、私どもも補助金を出してご協力をしたいということでさせていただいたものでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

大変結構な考え方で良いなと私もお聞きして思いました。補助金のあり方、補助金の枠があるから出すんだという流れを断ち切っていただきたい。今のように、こういうふうに役立てたい。こういうものをしてほしいという中で補助金のあり方を今後考えていただきたい。今のお話を聞いて大変良かったなと思っております。頑張ってください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

補足になりますけれども、各種補助金の見直しは昨年度からやっておりますし、メスの入ったところまでいっているかどうかはわかりませんが、かなり綿密に調査をし、検討しております。

その中で、今回の番所山公園の件ですけれども、これに関しましては、まず館長からお話がありました。私もこういうケースがあるよという形で具体的に他の市で作っているガイドブックですとか、私も昨年信州の北杜市に行ったときにも非常にすばらしいガイドブック、観光課にもありますけれども、それもお見せしまして、こんなものもどうでしょうかとアドバイスをさせていただきました。そういったことを比較した上で、熊楠記念館が独自におそらくアイデアを出して、それで今回の形になったと聞いております。3,000部でいいのかというのもありますけれども、かなりいいものができてくれば増刷をすればいいのではないかなと思っております。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

6ページの地方債の補正で、4,200万円近く補正後として少なくなっている。努力したんだと思うんですけども、補正の理由はどういうことでこのような形になったのか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

9ページの歳入、国庫支出金、国庫補助金のところがんばる地域交付金というのが5,196万円載っております。この交付金は好循環実現のための経済対策に位置付けられたことをふまえて、アベノミクスによる景気回復の効果を全国に普及させるために、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村であっても地域活性化に取り組めるよう支援するということで、国が交付する交付金であります。

白浜町の場合、全額でここに載っておりますように、5,196万円交付されます。そのことから、交付金の充当可能な事業に充てるということで、今まで予算を組んでいて地方債を当てていた分をこの交付金に振り替えたというのが大きな原因でございます。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

先ほど三倉議員からご質問のありました最低何アールということですが、この面積は10アール以上ということでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第67号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第67号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 14時42分 再開 14時50分)

○議 長

再開します。

---

(15) 日程第26 議案第68号 平成26年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 議定について

○議 長

日程第26 議案第68号 平成26年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 玉置君

○13 番

どこだったら忘れたのですが、国民健康保険を10万円納めると。しかし、健康に留意して1回も使わなかった場合1万円を割り戻すとかそういうことがたしか新聞に載っていたように思うんですけども。別に収益事業でないから使ったか使わなか、100万円使ったから返せという話でないんですけども、1つこの事業の中で健康にできるだけ病院に行かないほうが自分の収入になるのであって、行かないに越したことはないのだから予防と言う面も含めてできるだけ国保を使わない。そしてまた、使わんだけ身体に自分のケアをして1回も使わなければ報償金を出したらいいじゃないかという議論がどこかであったと思うんですけども、そういうことは考えとしてどうなのでしょう。白浜町が率先してやるかどうかわかりませんが、不公平だと思うんです。一回も使わなくて、病院へ行かなくて国保に協力しましたと。自分の使う分が丸々浮いてきたという方とそれを頼りにそれは悪いことでないけども、互助だから悪くないけど、予防として報償的に1回も使わなかったというところに報償という考え方はどうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

議員がおっしゃることはよくわかります。健康保険というのはやはり安心安全みたいなものでございますので、仮に健康でずっといたらその辺の制度として自治体がバックといいますか、お金を戻すということをやっているところがあるかと思えますけれども、やはり私としましては、白浜町で他の事例を検証していきますけれども、やはり健康ということで宝が得られるということでは、公正、公平ということからも応分の負担をしていただくと



ということもありますし、当然今の制度自体、私は決して不公平になっていると思いませんし、その辺健康な方が財産として健康を維持できているということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第68号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

(16) 日程第27 議案第69号 平成26年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号) 議定について

○議 長

日程第27 議案第69号 平成26年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

11番 古久保君

○11 番

まだ私は後期高齢者ではないんですけども、老人の部類に入るんだと思うんです。健康保険にかかるかもしれないけども、同じ保険証で私は2割です。2割が基本でしょう。だけど、2割と書いて1割負担と括弧している保険証がありますね。これはどういうわけですか。1割になっているんですか。これは保険料の払い込みの金額によって差が出るのか、その辺教えてください。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外(住民保健課長)

前期高齢者といひまして、後期高齢に至るまでの方のものと後期高齢と分かれています。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

70歳になっていない人。その手前ということで1割ということですね。わかりました。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第69号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

(17) 日程第28 議案第70号 平成26年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第1号) 議定について

○議 長

日程第28 議案第70号 平成26年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第70号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第70号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 14時57分 再開 15時13分)

○議 長

再開します。

事務局長より諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

休憩中に、議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いいたします。

当局から2件の追加議案の提出があります。追加議案2件を日程に追加し、日程の順序を変更し議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

この後、町当局から2件の追加議案の提出があります。

追加議案2件については、本日は提案理由の説明にとどめたいと思います。

資料を配付してください。

（資料配付）

○議 長

お諮りします。

ただいま当局から提出ありました報告第15号から議案第86号の2件を日程に追加し、追加日程第37から追加日程第38として日程の順序を変更しただちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、報告第15号から、議案第86号を日程に追加し、日程の順序を変更しただちに議題とすることに決定しました。

---

（18）追加日程第37 報告第15号 専決処分の報告について  
追加日程第38 議案第86号 物品購入契約の締結について

○議 長

追加日程第37 報告第15号から追加日程第38 議案第86号までの2件を一括議題とします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

報告第15号 専決処分の報告につきましては、公用車による人身事故に対する損害の賠償について、専決処分したので報告するものでございます。

議案第86号 物品購入契約の締結につきましては、ショベルローダー更新事業に係る物品購入契約を締結したいので議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

続いて補足説明を許可いたします。

番外 教育次長 寺脇君（登壇）

○番 外（教育次長）

報告第15号 専決処分の報告について、議案書（P.68～72）に基づき説明した。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君（登壇）

○番 外（生活環境課長）

議案第86号 物品購入契約の締結について、議案書（P.73～75）に基づき説明した。

○議 長

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会し、次回は9月17日水曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会します。

次回は9月17日水曜日午前10時に開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 岡谷 裕計は、15時24分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 26 年 9 月 12 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員